

2022年3月22日

当センターご利用の皆様

地域療育センターあおば
センター長 遠藤 剛

まん延防止等重点措置解除後の当センターの運営
および引き続きの感染拡大防止のご協力について（お願い）

日頃、当センターをご利用いただきありがとうございます。

また、ご利用にあたり感染防止対策にご協力いただきあらためてお礼申し上げます。

さて、3月22日から神奈川県では「まん延防止等重点措置」が解除されました。全国的には徐々に感染者数の減少が見られますが、未だに神奈川県だけでも日々数千人の感染者数が発生しており決して息を抜ける状況ではありません。

こうした状況の中、引き続きセンター運営につきましては、感染防止対策を徹底した上で運営して参ります。今後も感染拡大の影響により、一部事業の休止（休診、休園、休所等）が発生することがありますのであらためてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

ご利用者様におかれましては、再度のお願いではございますが、以下の事項にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

1 ご利用者・ご家族が新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者である、またはその疑いである

2 発熱（37.5℃以上）がある

3 下記にある感冒様症状がお子さま、付き添いの方に限らず、同居するご家族にある（注1）

鼻汁、鼻閉（鼻づまり）、咽頭痛（のどの痛み）、咳、関節痛、倦怠感（だるさ）、味覚症状（味が分かりにくい）、嗅覚症状（においが感じにくい）

4 この1週間の間に発熱や上記感冒様症状がある（注2）

5 通っている保育園・幼稚園・小学校などが、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ感染症などによる休園または休校となった場合。ただし、以下のア～ウの条件のいずれかに該当する方はご利用いただけます

(1) 所属園（校）で陽性者が発生し、休園（校）となってもお子さまが濃厚接触者でないことが確認された場合。

(2) 所属園（校）で陽性者が発生し、休園（校）となってもお子さまが園（学校）による接触者リストに記名されない場合。

(3) ア、イいずれも園（学校）からの情報は得られないが、「通常どおり生活して構わない」と説明があった場合。

(4) 所属園（校）で陽性者が発生し、休園（校）となってもお子さまが発生日から遡って7日間以上登園（校）していない場合。

なお、(1)～(4)のいずれにも該当せず、明確でない場合は従来通り確認ができるまではご利用をお控えください。

また、ごきょうだい児の幼・保育園や学校またはご家族の勤務する会社等において陽性者が発生した場合にあって、ごきょうだい児やご家族が上記(1)～(4)に該当する場合もご利用はいただけます。

(注1) かかりつけ医などの医療機関を受診し、アレルギー性鼻炎や気管支喘息（感冒を契機としないもの）など、感染性のものではないと診断を受けた場合、センターをご利用いただけます

(注2) 解熱後24時間経過し、上記感冒症状がなくなった場合であって、医療機関から処方された内服治療を全て飲み切った上で、センターをご利用ください。

地域療育センターあおば
Tel 978-5112(代表)